

2019年6月 議会(6月26日)総括質問に関する質疑全文

(聞き取り)

《農薬・殺虫剤の公共施設等における使用と影響について》

○まつや清

このテーマについては、2010年12月6日の総括質問で取り上げて、当時の関環境局長から「指針の必要性について検討したい」との答弁をいただいています。以来9年間の間に新たな知見や事態が生まれています。

1、アメリカのカリフォルニア州で、除草剤の成分であるグリホサートががんの原因であるとする訴訟でモンサント社、今はバイエルン社ですが、2018年、19年と連続して敗訴、2019年5月、参議院会館での体内残留農薬検査で国会議員など28人のうち21人の毛髪からグリホサートが検出されるなど、発がん物質への危機意識が広がっています。除草剤は、アメリカの遺伝子組換え農産物の表裏の関係です。お手元の「週間金曜日」が資料です。

2、昨今、ネオニコチノイド系農薬が増加し、ミツバチの大量死が世界的に発生、EU、アメリカ、韓国などで使用禁止措置がとられ、日本でも2016年農水省によるミツバチ被害事例調査でも確認されました。毒性は有機リン系農薬も含め人間の神経系にも影響し、発達障がい児の増加との因果関係が指摘されています。

こうした中で、9年ぶりの今回の質問を準備するにあたって議会事務局調査法制課の皆さんに静岡市を含む35市町、静岡県の農薬・殺虫剤の使用状況、水道水のグリホサートの検査結果など調査していただきました。それによって静岡市でも学校、公園や緑地、三保の松原など、除草剤や有機リン系農薬、ネオニコチノイド系農薬などが使われていることが明らかになりました。

(1)安全性について

①2010年の環境局長答弁以降、指針の必要性についてどのような検討がなされたか。

②水道水について厚生労働省は「国民の関心の高さに鑑み」水質管理目標設定項目にグリホサートなど農薬の残留検査を指示しています。上下水道局は、農薬残留検査をやるにあたって農協と連携して農薬の種類や量、時期、場所について情報収集を行っています。県内で13自治体。そこで質問です。

- ・ 河川、食品の残留農薬の検査は実施しているのか。
- ・ 農地における残留農薬の検査と安全使用についての啓発はどのように行っているか。

○環境局長

平成22年5月に国が策定した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」には、農薬散布によるリスク軽減に向けた手法等が詳細に示されており、当該マニュアルを公共施設等の管理者が遵守することにより、人や環境への影響を最小限に抑えることができること、また、平成22年度以降、3回にわたり当該マニュアルにより農薬の適正使用について全庁的に周知徹底を図ってきており、これまでのところ、公共施設等における農薬散布による健康被害の相談は寄せられていないこと、以上のことなどから、市独自の指針を策定する必要はないと判断している。

河川の残留農薬の検査は実施しているのか。

本市では、水質汚濁防止法に基づき河川水の水質検査を63地点で実施している。水質検査項目75項目のうち、農薬類については、環境基準項目に指定されている3項目と要監視項目に指定されている12項目がある。

この農薬類についての検査は、10地点において、環境基準項目を年2回、要監視項目を年1回、実施している。

なお、グリホサートについては、環境基準項目及び要監視項目に指定されていないため、検査は実施していない。

食品の残留農薬の検査は実施しているのか。

本市では、食品衛生法第24条の規定に基づいて策定する「静岡市食品衛生監視指導計画」に従って、食品の検査を実施している。

農薬類の残留検査に関しては、国の残留検査に設定されている農薬のうち、200項目について、静岡県産果実は年1回、国内産野菜は年4回、輸入果実は年1回、残留検査を実施している。

なお、グリホサートの残留検査は行っていない。

農地における残留農薬の検査と安全使用についての啓発はどのように行っているか。

農薬は、作物や土壌への残留などによる人畜や水産動植物への被害等を防止する観点から、国が農薬取締法に基づいて、登録基準を定めている。

農薬の登録にあたっては、国が農薬使用者や散布された環境に対する安全性の検査を行い、基準を超えた農薬は登録できないこととなっている。

このことから、一般的には、農地における残留農薬検査は行っていないが、食品衛生法に定められた農産物の残留農薬検査で、残留農薬の原因が土壌であると疑われる場合には、生産者等が自主的に検査することもある。

安全使用の啓発について

厚生労働省、農林水産省及び環境省の指導のもと、静岡県が市町や農業団体等と「地域農薬危害防止運動推進会議」を組織し、講習会の開催などにより、安全の推進を図っており、本市もその一員として、ポスターや広報紙を通じ、農薬の安全な使用について周知を行っている。

2. 農薬・殺虫剤の公共施設等における使用と影響について

○まつや清

厚生労働省の農薬に対する水質管理目標設定項目により上下水道局が安全性に対する対応をしていることも庁内で情報共有されていない実情には危惧を感じます。

(1)使用実態について

2013年の住宅地等における農薬使用に関して環境省、農水省は「住宅地等における農薬散布における順守すべき事項」を全国の自治体に通知しています。1)生息調査や農薬を使わない物理的防除の努力、2)農薬取締法による適正使用、3)周辺住民への周知、4)農薬使用の記録保存、など10項目あります。

- ① 議会事務局調査によると除草剤は大半の学校で、有機リン系農薬、ネオニコチノイド系農薬はいくつかの学校で使用があります。児童生徒への配慮がないとの声も聞きます。10項目の遵守事項はどのような点に配慮して使用されているのか。2018年度における使用量、費用はどうか。
- ② 都市公園、都市緑地の除草剤の使用について同様の質問です。
- ③ 三保の松原ではマツ材線虫病防除のためにネオニコチノイド系農薬が使用されています。EUではイミダクロプリドなど3種類が使用禁止となっていますが、三保松原ではどのような薬剤を、どの時期に、どれだけ使用しているのか。またどれだけの費用をかけているのか。国の通知の10項目の遵守事項はどのように配慮されているのか。

上下水道局が入手している農協資料でも、水稻栽培にネオニコチノイド系が防除暦に掲載されています。2016年の農水省によるミツバチ被害事例調査が公表されています。調査の内容と静岡市における農薬等の使用実態、どのようか、また養蜂農家との相談窓口体制はどのようか。

○教育局長

- ・小中学校での農薬の使用は極力控え、学校敷地内の雑草の駆除は、草取り等を優先することを通知している。
- ・平成29年度に全小中学校へ、農林水産省及び環境省から通知されている「住宅地等における農薬使用について」を周知し、農薬を使用する場合には、児童生徒に健康被害が生じないように、最小限の区域にとどめるとともに、使用する時間帯、飛散防止等に配慮するよう指導している。
- ・平成30年度における使用量と費用は、125校中95校で農薬を使用し、その主なものは除草剤で、液剤約282リットル、粒剤約31キログラム、費用は約67万円。

なお、この通知で指導されている農薬の使用記録の保存は、約半数の学校で確認できるにとどまっていたため、改めて徹底するよう指導していく。

○都市局長

都市公園、都市緑地における除草剤の使用について
どのような点に配慮して使用しているのか。

除草は業務委託により、原則、人力による草取り又は機械刈込みにより実施している。駿府城公園中堀の石垣に限り、足場設置や、手の届かない石垣の隙間の草取りが困難なため、やむをえず、除草剤を使用している。

除草剤の使用に当たっては、国からの「住宅地等における農薬使用について」の通知などに基づき、使用基準や農薬使用記録の保存など、必要となる遵守事項を履行している。

平成30年度の使用量と除草剤の材料費はどうか。

石垣の面約7,800平方メートルに、約47リットルの液剤を50倍に希釈し、年2回に分けて散布した。その材料費は約17万円である。

○まつや清

三保松原におけるマツ材線虫病防除のための薬剤の使用について

- ・平成30年度の薬剤の使用状況(種類、散布時期、使用量、費用)はどうか。
- ・国の通知「住宅地等における農薬使用について」を踏まえ、どのような点に配慮して使用しているのか。

○観光交流文化局長

- ・三保松原では、マツ材線虫病の原因となるマツノマダラカミキリの防除を目的に薬剤散布を行っており、薬剤は、ネオニコチノイド系の中でも、EUで認可されている「アセタミプリド」を使用している。
- ・平成30年度の使用状況は、年間で、松原30ヘクタールに対し、地上散布では、約500リットルの液剤を100倍に希釈、空中散布では、約80リットルの液剤を10倍に希釈し、5月と6月の2回に分け散布し、薬剤費は約160万円であった。
- ・薬剤散布にあたっては、国からの「住宅地等における農薬使用について」の通知などに基づき、使用基準や農薬使用記録の保存など必要となる遵守事項を守り、実施している。
- ・特に、配慮している点は、従前、有人ヘリコプターで実施していた空中散布を、平成26年度からラジコンヘリ、令和元年度からは、よりマツに接近できるドローンに切り替え、周辺への薬剤飛散をより少なくする改善を図っている。

○まつや清

2016年の農林水産省による蜜蜂被害調査内容と静岡市における農薬等の使用実態はどのようなか。また、養蜂農家との相談体制はどのようなか。

- ・蜜蜂被害調査内容について

○経済局長

この調査は、農林水産省が全国の都道府県を対象に農薬と蜜蜂の被害発生との関連性を把握し、被害軽減対策に役立てる目的で実施した。調査は、被害が発生した場所などの状況を確認し、蜜蜂の異常死の原因が農薬であると疑われる場合は、周辺農地での農薬の使用状況の情報収集及び死亡した蜜蜂に含まれる農薬の分析調査を行った。

その結果、静岡県内では、被害は確認されなかったが、他県では、死亡した蜜蜂から、水田に発生するカメムシの防除に使用する農薬の成分が検出され、農薬が蜜蜂に直接かかってしまった可能性が高いとの報告があった。

本市における農薬等の使用実態について

農業者が個々に農薬等を使用するため、把握はしていない。

養蜂農家との相談体制について

静岡県中部家畜保健衛生所が窓口となり、対応にあたる。現地調査などを行う場合は、本市も協力していく。

(2)使用指針について

○まつや清

答弁いただきましたが、記録保存ははされているようです。日本の農薬・殺虫剤の緩い基準は EU においては、輸出の障壁になり、逆にグローバル企業は農薬・殺虫剤を日本に売り込む戦略に繋がります。千葉県佐倉市では 2011 年から指針を策定して各公共施設でのマニュアルも作って管理をしています。「資産管理経営室」が担当し毎年農薬・殺虫剤、化学物質使用状況の調査と市長部局・教育委員会も含め説明会を開催しています。

こうした実態の中で、改めて公共施設での使用指針を策定する考えはないのか。また、公共施設の農薬使用履歴を情報公開していく考えはないのか。

経済局長

市独自の指針の策定について

先の答弁のとおり、国が策定した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」には、農薬散布によるリスク軽減に向けた手法等が詳細に示されており、公共施設等の管理者に周知徹底することで有効に機能しているものと考えている。

また、政令市など他の自治体における指針の策定事例は少なく、その内容も国が策定したマニュアルにほぼ含まれたものである。以上のことから、現時点では、新たに市独自の指針を策定する予定はない。

公共施設等における農薬等の使用履歴の情報公開について

市民の皆さんの安心・安全につながるよう、実施に向け検討を進めていく。